

○ 保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（平成十年六月八日大蔵省告示第二百二十八号）

改正案	現行
<p>(特定運用資産)</p> <p>第四条 規則第四十八条第一項第四号及び第四百四十条第一項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）から指定格付（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）第一条第五号に規定する指定格付をいう。以下同じ。）を付与されていない無担保の債券（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十条第十六項に規定する金融商品取引所に上場している株券の発行者である会社又はこれに準ずる会社（以下「上場会社等」という。）が発行した債券又は上場会社等がその元本の償還及び利息の支払について保証をした債券</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 指定格付機関から指定格付を付与されておらず、かつ、上場会</p>	<p>(特定運用資産)</p> <p>第四条 規則第四十八条第一項第四号及び第四百四十条第一項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）から指定格付（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）第一条第四項に規定する金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付をいう。以下同じ。）を付与されていない無担保の債券（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 証券取引所に上場している株券の発行者である会社又はこれに準ずる会社（以下「上場会社等」という。）が発行した債券又は上場会社等がその元本の償還及び利息の支払について保証をした債券</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 指定格付機関から指定格付を付与されておらず、かつ、上場会</p>

社等に該当しないものに対する無担保の貸付有価証券（次に掲げるものを除く。）

イ 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社に対する貸付有価証券

ロ・ハ (略)

2
5
4 (略)

社等に該当しないものに対する無担保の貸付有価証券（次に掲げるものを除く。）

イ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社に対する貸付有価証券

ロ・ハ (略)

2
5
4 (略)

○ 保険業法施行規則第六十五条第一号から第四号までの規定に基づき、価格変動準備金の対象となる資産を定める件（平成十年六月八日大蔵省告示第二百二十九号）

改正案	現行
<p>1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第六十五条第一号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商品投資受益権（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第六項</u>に規定する商品投資受益権をいう。）を表示する証券又は証書</p> <p>五 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第六十五条第一号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商品投資受益権（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第三項</u>に規定する商品投資受益権をいう。）を表示する証券又は証書</p> <p>五 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

○ 保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号並びに第二百十條の七第二項第二十五号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年十一月二十四日 金融監督庁大蔵省告示第十四号）

改正案	現行
<p>（保険業、銀行業又は有価証券関連業に從属し、付随し又は関連する業務）</p> <p>第二條 規則第五十六條の二第二項第四十六号及び第二百十條の七第二項第二十五号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 金銭債權の取得又は讓渡の代理、取次ぎ又は媒介を行う業務（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八條第八項に規定する有価証券関連業に該当するものを除く。）</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（保険業、銀行業又は証券業に從属し、付随し又は関連する業務）</p> <p>第二條 規則第五十六條の二第二項第四十六号及び第二百十條の七第二項第二十五号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 金銭債權（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第一項に規定する有価証券をもつて表示されるものを除く。）の取得又は讓渡の代理、取次ぎ又は媒介（規則第五十六條の二第二項第十七号、第十八号及び第四十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）を行う業務</p> <p>七・八 （略）</p>

○ 保険業法第六條第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年三月二十九日金融庁告示第三十八号）

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>2 次条から第六条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を行う外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第六條第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、法第六條第二項第一号に規定する従属業務をいう。</p> <p>3 第七条から第十条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を行う外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第二百七十一條の二十二第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務</p>	<p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>2 次条から第六条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第六條第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社又は証券業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、法第六條第二項第一号に規定する従属業務をいう。</p> <p>3 第七条から第十条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第二百七十一條の二十二第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。</p>

務をいう。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連連業を行う外国の会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連連業を行う外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連連業を行う外国の会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社(保険会社を除く。)」若しくは保険持株特定保険子会社(保険会社を除く。)」とあるのは、「当

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社(保険会社を除く。)」若しくは保険持株特定保険子会社(保険会社を除く。)」とあるのは、「当

は、「当該保険持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を行う外国の会社」と読み替えるものとする。

該保険持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。